

令和8年3月25日
四国行政評価支局

**四国地域における狂犬病予防法に基づく犬の登録等業務の実態
～犬のマイクロチップ装着義務化に係る行政相談を端緒として～
～行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡～**

当局では、狂犬病予防のために行われている犬の登録制度についての行政相談を端緒に、四国所在の市に対するアンケート調査などにより情報収集を行うとともに、当局主催の四国地域行政改善推進会議において意見を聴取しました。今般、情報収集結果と同会議の意見を、関係行政の運営上の参考にしていただくため、厚生労働省及び環境省に参考連絡しました。

また、調査に御協力いただいた四国所在の市に対しても、業務の参考としていただくため、情報収集結果を提供しました。

きっかけとなった行政相談の要旨等



当局の行政相談窓口にて「飼い犬にマイクロチップを装着し情報登録しているが、転居に伴い犬の所在地を変更したところ、転居先自治体ではマイクロチップが狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に規定する鑑札とみなされず、再度、自治体への鑑札交付申請の手間を要したことに納得できない。飼い犬へのマイクロチップ装着義務化が、必ずしも犬の登録制度の効率化につながっていない。」旨の相談がありました。

当局では、この相談への対応について、当局主催の四国地域行政改善推進会議において民間有識者から意見を聴取しました。その結果、本件については、犬のマイクロチップ装着義務化に係る課題にとどまらず、狂犬病予防法に基づく犬の登録等の業務の実態についても把握した上で審議を進めるべきではないかとの意見が示されたことから、今回、四国地域における実態把握を行いました。



制度の概要

狂犬病は、発症すれば致死率が100%であり、世界保健機関（WHO）によると世界では年間約5万9,000人が死亡しており、そのうち半数以上はアジア地域での発生とされています。

我が国においては、昭和33年以降、狂犬病の発生の報告はありませんが、令和2年にはフィリピンで犬に咬まれ、入国後発病、死亡した輸入症例が発生し、狂犬病は発症すれば、ほぼ100%死亡する疾病であることが再認識されています。また、令和6年には国内で、犬の登録及び狂犬病予防注射を行っていない飼い犬による咬傷事故が発生し、社会的にも注目されています。

関係法令等

- 犬の所有者は、犬を取得した日から30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならないが、犬が死亡したとき又は犬の所在地を変更したときは、30日以内に、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあっては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならないとされている（法第4条第1項及び第4項）。

また、登録を受けた犬について所有者の変更があったときは、新所有者は、30日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならないとされている（法第4条第5項）。

さらに、生後91日以上の子犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に毎年一回受けさせなければならないとされている（法第5条第1項及び法施行規則第11条第1項）。

- 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）の改正により、令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等の犬猫等販売業者に対し、販売する犬猫にマイクロチップを装着し、情報登録することが義務化された。また、犬猫等販売業者から購入した犬の所有者が変更登録を行わなければならないことも規定された。

なお、マイクロチップが装着された犬の所有者は、情報の登録、所有者の変更、住所変更、死亡届などがオンラインで手続きできる（登録手数料：オンライン400円、郵送1,400円）。

- 上記のマイクロチップ装着等の義務化に伴い、「狂犬病予防法の特例」が開始され、特例制度に参加する市町村においては、犬に装着されたマイクロチップを法上の鑑札とみなすとされている（動物愛護管理法第39条の7）。



実態把握結果の概要

特例制度に関する課題をはじめ、法に係る犬の登録等事務の実態を把握するため、四国内の 38 市にアンケートを配付するとともに（うち 36 市から回答）、回答のあった市の一部と、四国内 4 県を対象にヒアリングを行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

1 犬の登録事務における課題

- ・ 狂犬病予防注射の案内時に死亡届の励行を案内する市が多い（23/36）一方、住民の転入手続時に犬の所有者に登録変更手続を案内する市は多くない（16/36）。
- ・ 犬又は所有者が所在不明時における原簿からの消除基準が曖昧であるため、これを理由に消除を行う市は少数（12/36）
- ・ 生後 25 年以上等「特別の事情」での消除は多くの市が実施（27/36）。しかし、消除要件は市によって区々
- ・ マンパワーの不足により、原簿の整理まで手が回らないとする市が多い。
- ・ ペットショップの登録頭数が販売頭数を大きく上回るなど登録が不正確な状況がみられた。

2 狂犬病予防注射推進のための取組における課題

- ・ 多くの市で狂犬病予防注射案内はがきを送付（35/36）。しかし、未注射犬の把握（17/36）、未注射犬所有者への督促（11/36）といった積極的な取組は低調
- ・ 注射率の低い市では、犬の登録原簿データの信頼性が乏しいため、予防注射の案内を適切に行えていない。正確な原簿の整備が、注射率向上につながるとの意見有り。

3 マイクロチップ装着義務化に係る狂犬病予防法の特例の課題

- ・ 犬の所在地変更が特例制度の参加・不参加市町村間で生じると、転入・転出時の事務手続時に市町村間での確認作業を要する（18 市）。
- ・ 犬が転入した場合、旧所在地市町村から原簿の送付があれば狂犬病予防注射歴を把握できるが、特例制度により通知される登録情報では注射歴を把握できない（7 市）。
- ・ マイクロチップを装着した犬を購入後、飼い主において登録情報を変更しなければならないことが浸透しておらず、登録された所有者が前所有者のままである例が従来の鑑札の場合より増加した（5 市）。
- ・ 国には、市町村の登録手数料徴収に関する課題を解消した上、全国統一的に特例制度に参加する仕組みとなるよう検討してほしい（4 市）。



上記の四国地域における実態把握の結果を踏まえ、再度、同推進会議において意見を聴取したところ、次の意見がありました。

- ・ 狂犬病予防制度に動物愛護の観点から導入されたマイクロチップ装着義務化が関連付けられていることで制度が複雑化し、犬の飼い主はもとより市町村の職員にも分かりにくいものとなっている。ペットショップや動物病院を基点に、制度のより一層の周知を図る必要がある。
- ・ 特例制度の運用については順次改善が図られているところであるが、特例制度のメリットを最大限発揮させるには、全ての市町村がこれに参加する必要がある。そのため、今後、手数料徴収の問題等を解消することにより、全ての市町村が参加するメリットを感じられる環境を整備する必要がある。
- ・ 狂犬病予防に関わる市町村のマンパワー不足の問題を考慮すると、都道府県が市町村をバックアップする体制が必要と考えられる。
- ・ 上記の意見を厚生労働省等に参考連絡するとともに、同省等が必要な措置をとる際の参考となるよう、今回把握した四国地域の実態を同省等に提供してはいかがか。

【四国地域行政改善推進会議】

四国地域行政改善推進会議とは、行政相談を端緒として、行政の制度・運営に係るものの改善について、民間有識者の意見を聴取し、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政の改善を効果的に推進する会議

< 四国地域行政改善推進会議構成員 >

座長 三野 靖（香川大学名誉教授）

構成員 木下 亨（株式会社四国新聞社編集局多メディア担当部長 兼 論説委員）

構成員 中橋 恵美子（認定 NPO 法人わははネット理事長）

構成員 橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

構成員 濱田 有一（四国経済連合会常務理事）

構成員 吉井 幸子（香川行政相談委員協議会会長）

（敬称略、座長以外 50 音順）

総務省行政相談センター

まぐみみ香川

行政相談マスコット「キクーン」



【連絡先】

総務省四国行政評価支局

首席行政相談官室（担当：酒井、古川）

電話：087-826-0675

E-mail：skk32@soumu.go.jp